

2026年6月16日

**「刑事訴訟法の一部を改正する法律案」(第221回国会閣法第61号)、及び
同法案にかかる自民・維新・参政提出の修正案が衆議院で可決されたことに対する意見書**

法制審議会刑事法(再審関係)部会

委員 鴨志田 祐 美

委員 村 山 浩 昭

幹事 田 岡 直 博

1 はじめに

内閣提出の「刑事訴訟法の一部を改正する法律案」(第221回国会閣法第61号。以下、「内閣提出法案」)及び、これに対する自民党・日本維新の会・参政党提出の修正案(以下、「自・維・参修正案」)について、6月12日に衆議院法務委員会で採決がされ、本日(6月16日)衆議院本会議で可決されました。

私たちは衆議院法務委員会における8回にわたる審議を注意深く見守り、鴨志田及び村山は、同委員会に参考人として招致され、意見陳述の機会を与えられました。

法務委員会では、冤罪被害者の救済のために再審制度をより良きものにしたという思いを持つ、文字通り党派を超えた多くの議員たちが熱のこもった質疑を展開してくださいました。心から感謝を申し上げます。

しかし、今般可決された内閣提出法案及び自・維・参修正案は、委員会における審議の内容が活かされていません。与野党の議員が疑問を呈した数々の問題点が解決されないままになっており、これでは、えん罪被害者を確実に速やかに救済することはできません。58年かけて死刑再審無罪を勝ち取った袴田巖さんの姉袴田ひで子さんは、法制審、自民党の事前審査、衆議院の法務委員会のすべてに参考人として招致されて意見を述べるなど、一貫して再審制度の改善を訴えてきましたが、この法案について「足りないことが多い。もっと進んだ法改正を進めてほしい」と率直に述べておられます。

そこで、審議の場が参議院に移るのに先立ち、私たちは、今般衆議院で可決された内閣提出法案に残された主要な問題点をお示しするとともに、自・維・参修正案ではその解消にならないことを指摘して、これらの点を参議院において修正することを求めます。

2 衆議院で可決された内閣提出法案の問題点

(1) 証拠一覧表に関する問題

まず、内閣提出法案には、証拠一覧表又はこれに代わる送致書類等目録を再審請求人・弁護人に開示する規定がありません。衆議院法務委員会の参考人質疑において、鴨志田、村山両参考人がその必要性を訴えたにもかかわらず、規定が加えられることはありませんでした。

再審請求人・弁護人が証拠提出命令又は証拠開示の請求をするに当たり、検察官が保管する証拠の全容を把握できるリストがないという事態は、地図を持たずに山に分け入り、手探りで

鉾脈を採るようなものです。これでは無罪に繋がる証拠にたどり着くことは極めて困難であり、仮に開示に至ったとしても膨大な時間を要します。また、開示漏れの有無を確認する手立てもありません。

内閣提出法案の445条の3第2項には、裁判所が証拠提出命令の判断をするにあたり必要があると認める場合に、証拠の「標目の一覧表」の提示を命じることができる、と定められていますが、これは通常審の平成16年改正により設けられた刑訴法316条の27と同様の規定です。この「標目の一覧表」は、裁判所しか見ることができず、見ることもできない請求人や弁護人にとっては意味がありません。

通常審では、上記の標目一覧表の提示命令とは別に、平成28年改正により、刑訴法316条の14第2項の証拠一覧表（検察官保管証拠の一覧表）の交付制度が設けられました。

標目一覧表の外に、なぜ証拠一覧表の制度がわざわざ追加的に設けられたのか。立案担当者解説には「請求に先立ち、その手がかりとして、検察官の保管する証拠一覧表の交付を受けることができれば、円滑・迅速な証拠開示請求に資することとなる」と説明されています。この理は再審請求段階にもそのまま当てはまるものです。通常審でこの証拠一覧表の制度ができてからは、この証拠一覧表が活用され、標目一覧表はほとんど使われていないことからみても、証拠一覧表の方が実務上有益かつ便宜であることが裏付けられています。

再審請求手続が職権主義構造であるから証拠一覧表の開示は認められない、という論理的関係にないことはこれまでの質疑で明らかになりました。それでも、提出先が裁判所であるべきだということであれば、裁判所が、請求人側の必要性をも考慮し、検察官に対し証拠一覧表（またはこれに代わる送致書類等目録）の提出を命じ、弁護人がこれを閲覧・謄写できる、という条文の新設が十分検討されるべきです（中道改革連合が提出した「再審法改正案（閣法）」に対する修正項目案」。以下、「中道修正案」参照）。

（2）職権による直接開示型の証拠開示について

さらに、内閣提出法案の根本的な問題は、職権による直接開示型の証拠開示制度の規定がないことです。

内閣提出法案445条の2は、証拠提出命令の制度を定めていますが、これは裁判所が証拠を取り調べるために裁判所に証拠を提出させる制度であり、証拠開示の制度ではありません。

衆議院法務委員会において村山参考人が陳述したとおり、証拠提出命令は、裁判所が再審請求理由について裁判するために必要な証拠を検察官から提出させるもので、裁判所による「事実の取調べ」です。他方、証拠開示は、再審請求人・弁護人が再審請求理由を基礎付ける事実及び証拠の存否を確認するために行う「主張・立証のための準備的行為」です。

内閣提出法案445条の2では、「その関連性の程度その他の当該再審の請求についての裁判をするために提出を受けることの必要性」が要件とされています。そのため、裁判所が証拠の持つ価値を正しく理解せず、再審請求理由についての判断に必要なと判断すれば、請求人がその証拠にアクセスする機会が奪われかねません。

無罪を言い渡す明らかな証拠の提出という重い負担を課せられている再審請求人こそが、自らの主張を組み立てるために必要な証拠の価値を最も理解しているはずですから、裁判所のニ

一ズに答えるための「証拠の提出命令」とは別に、請求人の再審請求権を実質的に保障するための「証拠開示命令」制度を別途設けることが必要です。

裁判所に訴訟指揮権に基づく証拠開示命令権限があることは、判例上、認められています（最高裁判所昭和44年4月25日第二小法廷決定）から、裁判所に証拠開示命令権限があることは当然です。

中道修正案、国民民主党が提出した「刑事訴訟法の一部を改正する法律案に対する修正案要綱」（以下、「国民修正案」）には、職権による証拠提出命令制度に代わって、職権による証拠開示命令制度（証拠の再審請求理由との関連性は問わないものとする。）を創設する旨の規定が盛り込まれており、私たちはこのような規定が不可欠であると考えます。

（３）目的外使用禁止規定について

内閣提出法案では、再審請求人や弁護士等が、検察官から裁判所に提出された証拠の複製を刑事裁判以外の目的に使用することを一律に禁止し、これに違反した場合の罰則も設けています。犯罪被害者を支援する立場で参考人質疑を受けた上谷さくら弁護士や吉沢徹弁護士は、犯罪被害者の名誉・プライバシーの保護の必要性から目的外使用を禁止すべきと主張しました。

しかし法務省は、目的外使用禁止規定が置かれていない現状において、これまでの再審事件で被害者等の関係者の名誉・プライバシーに関する情報が流出するなどの事例は把握していないと答弁しており、そもそもこのような規定を設ける立法事実が存在しません。

確かに、証拠には被害者等の関係者の名誉・プライバシーに関する情報が含まれることがあり、このような場合に名誉・プライバシーを保護するのは当然です。しかし、他の場面では使用目的に制限がなく、一定の場合に閲覧制限等の条件を付する形で対処している立法例もあります（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第3条、少年審判規則第7条3項）。

さらに、警察官又は検察官から違法な取調べを受けたことを理由として損害賠償を求める国家賠償請求訴訟において、国は、関係者の名誉・プライバシーに関する情報が含まれる供述調書等をマスクングすることなく証拠として提出している一方で、原告（違法な取調べ等により人権を侵害された被害者）は、証拠を裁判所に提出することを禁止されています。

同じ証拠であるのに、元被告人・再審請求人だけがその利用を一律に禁止されるとするのは不公平であり極めて不合理です。

弊害の有無にかかわらず「一律に」証拠の目的外使用を禁止することは過度の規制であり、犯罪被害者の保護のためであれば、「審判開始の決定をした裁判所は・・・当該証拠に係る複製等の使用目的を制限し、その他適当と認める条件を付することができる」規定を設ければ足りるのです。

中道修正案では、証拠の目的外使用規定を削除し、裁判所が検察官から提出を受けた証拠を弁護人に謄写させる場合において、当該証拠に係る複製等の使用目的を制限し、その他適当と認める条件を付することができる旨の規定を置くことを提案しており、私たちはこれこそが合理的な規制と考えます。

3 自・維・参修正案では問題の解決にならないこと

自民・維新・参政の一部の議員でさえ、6月12日の委員会採決前の質疑、討論において、本法案は不十分であるとして、問題点を指摘していました。

ところが、採決においては、中道・チームみらい・日本共産党の提出法案（第221回国会衆法第9号。以下、「議連案」）と国民修正案が否決され（中道修正案は取下げ）、自・維・参修正案と内閣提出法案が可決されました。では、自・維・参修正案によって内閣提出法案の問題点は解消されたのでしょうか。

同修正案は、附則2条の「施行後5年ごとの検討」項目として、「証拠の目的外使用の禁止」と「証拠の一覧表」に関する制度を例示し、「必要があると認めるときは」検討結果に基づいて所要の措置を講ずるとしています。しかし、これまでの審議の中で多方面から問題点が指摘され、修正を求める意見も相次ぐ中、なぜ5年後まで先送りするのでしょうか。しかも、この附則によって検討や修正が義務付けられるわけではありません。これらの項目について所要の措置が講じられる保証など無いに等しいのです。

さらに問題なのが、同修正案によって追加された附則4条2項です。この条項では、裁判所による証拠開示の勧告は「運用上の措置」と位置付けられおり、検察官による証拠開示は「任意」のものとして位置付けられています（なお、附帯決議第1項では、「裁判所から勧告があった場合は、裁判所の意向を十二分に踏まえ」ることとされていますが、あくまで、証拠の提出及び開示は「任意」のものであると位置付けられています）。

これは、裁判所の証拠開示命令権限を否定するものと読めます。そうだとすると、検察官は、裁判所から証拠開示勧告を受けたとしても、それは「権限」に基づくものではなく、「運用上の措置」に過ぎず、勧告に従うか否かは「任意」であるとして、拒否する事態が生じる可能性が十分にあり得ます。

このように、附則4条2項が、裁判所に証拠開示命令権限があることを否定する趣旨であれば、検察官にとって都合よく裁判所の手を縛るものであって、修正案では全くなく、改悪案に他ならないのです。

自・維・参修正案は、内閣提出法案の問題点を解決したものとは到底言えません。

4 参議院法務委員会及び本会議における審議にのぞむこと

そもそも、再審法の改正の必要性が叫ばれるようになったのは、再審請求に関する手続規定が存在せず、審理の在り方が裁判官の裁量と検察官の判断に基づく運用に委ねられた結果、例えば証拠開示をめぐる担当裁判官の対応の格差（再審格差）、検察官による証拠隠しや濫用的抗告が冤罪被害者の迅速かつ確実な救済を妨げていたからではないでしょうか。

現在、再審法改正が議論されているのは、えん罪被害者を、制度として確実、迅速に救済するためです。そのためには、確かな制度的規律が必要であるのに、これまでと同様重要な点を「裁量」や「運用」に委ねるというのでは、制度を改善したことになりません。袴田さんの事件、福井事件、日野町事件をはじめ近時の再審事例の実態は、検察官や裁判所の運用に任せていたのでは、えん罪救済を果たすことが極めて困難であったことを如実に示しています。重要な点は、法律で規律されなければなりません。

それなのに、今回の内閣提出法案は、袴田ひで子さんをはじめとする冤罪被害当事者や、再審の審理や刑事弁護実務に携わる私たちが突き付けた上記の問題点に、「任意」の「運用」で対処しようという附則を付けただけの修正案で済まそうとしているのです。これで立法府の責任を果たしたと言えるのでしょうか。

私たちは、議連案の方が冤罪被害者の救済に資すると考えていますが、仮に内閣提出法案を可決するのであれば、中道修正案のとおり修正することが必要であり、最低でも、国民修正案にも盛り込まれた、裁判所の職権による証拠開示命令権限は、再審請求の「生命線」として不可欠のものですから、条文に明示されるべきです。

最後に、私たちは、「熟議の府」である参議院において、必要十分な審議を尽くし、内閣提出法案について、中道修正案のとおり修正することを強く求めます。

冤罪被害者の命にかかわる再審法改正は、人権問題、人道問題であり、本来党派を超えた幅広い議員の賛同を得てなされるべきです。党利党略や政局の道具にするようなことは決してあってはなりません。参議院議員各位におかれましては、「唯一の立法機関」の構成員たる矜持をもって、刑訴法施行から 77 年にして初めてとなる再審制度の改正を、歴史的評価に耐えうるものとされますよう、切に願います。

